

副本

平成 26 年（行ウ）第 152 号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 電源開発株式会社外 1 名

準備書面 2

平成 26 年 12 月 18 日

東京地方裁判所民事第 2 部 B 係 御中

被告電源開発株式会社訴訟代理人

弁護士 溝呂木 商太郎

弁護士 竹内 洋

弁護士 山内 喜明

弁護士 谷 健太郎

弁護士 伊達聰子

弁護士 長屋文裕

弁護士 田子真也

弁護士 吉原朋成

弁護士 坂本倫子

弁護士 圓道至剛

弁護士 福谷賢典

弁護士 井上響太

目 次

第 1	本求釈明書第 1 について.....	5
第 2	本求釈明書第 2 について.....	6
1	同 2 について.....	6
2	同 3 について.....	7
3	同 4 について.....	7

略語例

本件設置変更許可申請 被告電源開発が平成26年12月16日付で原子力規制委員会に対して行った大間原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請

本件設置変更許可申請書 被告電源開発が平成26年12月16日付で原子力規制委員会に対して提出した大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書及び添付書類

被告電源開発は、原告の平成26年（2014年）10月29日付求釈明書（以下「本求釈明書」という。）に対して、以下のとおり主張する。

なお、本書面における略語等は、本書面で定めるもののほかは従前の例による。

第1 本求釈明書第1について

被告電源開発は、答弁書第2の1において、原告主張の「存立維持権」に基づく差止請求に係る訴えについて、我が国の法体系上観念不能な権利に基づくものであり不適法なものであることから、却下を求めていた（答弁書9～12頁）。

また、被告電源開発は、答弁書第2の2において、原告の「存立維持権」及び所有権に基づく差止請求に係る訴えについて、権利保護の要件を欠く不適法なものであることから、却下を求めていた（答弁書12頁、13頁）。

したがって、被告電源開発は、「存立維持権」に基づく差止請求に係る訴えのみの却下を求めていたものではない。

なお、原告は、本求釈明書第1の3において、「存立維持権の侵害と所有権の侵害を重畳的に評価して、その総合的な被害が受忍限度を超える」旨主張し、各権利侵害の重畳的な評価に基づく差止請求権なるものも観念しているようである。かかる重畳的な評価に基づく差止請求権なるものがいかなる実定法上の根拠に基づき認められるものかは不明であるが、そもそも、「存立維持権」自体が我が国の法体系上観念不能な権利である以上、いずれにせよ原告のかかる重畳的な評価に基づく差止請求に係る訴えも「存立維持権」のみに基づく差止請求に係る訴えと同様に却下を免れるものではない。

また、原告は所有権に基づく差止請求に係る訴えも提起しているものの、本来、差止請求の訴状に記載されるべき請求の原因（請求を特定するのに必要な事実。民事訴訟規則53条1項前段）において、所有権その他の物権の物上請求権に基づく請求を特定するためには、「物上請求権の由来する権利（所有権

など) の内容、目的物件、侵害や妨害の態様および返還を求めるとか妨害の予防を求めるなど」の記載が必要となる(秋山幹男・伊藤眞他著「コンメンタル民事訴訟法III」43頁)。それにもかかわらず、原告は、訴状第2章第3の2においては、「市有地・市庁舎等」程度に包括的に言及するに留まり、また、本求釈明書第1の2においても、「不動産等の所有権」と抽象的に述べるに留まっており、請求の特定に必要な目的物件を何ら具体的に特定していない。これではいかなる目的物件に係る所有権が現実に侵害され又は侵害されるおそれがあるのか明らかではなく、上記の請求の原因(請求を特定するのに必要な事実)の記載を欠くことになる。そのため、所有権に基づく差止請求に係る訴えに関して、かかる原告の訴状は補正されるべきであり(民事訴訟法137条1項、133条2項2号)、補正されなければ上記の訴えは却下されるべきものである。なお、仮に原告が具体的に所有権の目的物件を特定した場合には、民事訴訟費用等に関する法律3条1項、別表第1、4条1項、民事訴訟法8条1項に従い、当該目的物件の価格に基づき、上記の訴えで主張する利益によって訴訟の目的の価額を算定し、当該価額に応じて算出して得た額の訴えの提起の手数料を納めなければならない。

第2 本求釈明書第2について

1 同2について

被告電源開発は、平成26年12月16日、原子力規制委員会に対し、本件設置変更許可申請(丙第1号証)等を行った。

今後は、後記3のとおり、設置変更許可、工事計画認可等の各許認可を受けるとともに、圧力容器等の各機器の据付け、原子炉建屋等の各建物等の施工、原子炉冷却設備等の各設備の機能試験を実施した後、燃料を本件原子炉に装荷する。被告電源開発は、本件設置変更許可申請書において、重大事故等対処施設等の設置工事の終了時期を平成32年12月と想定しており(丙第2号証)、

当該設置工事の終了後に燃料を本件原子炉に装荷し、その後、試運転等を経て本件原子力発電所の営業運転を開始することとなる。

2 同3について

本件訴訟以外の訴えに関する事項については、回答の要を認めない。

3 同4について

同4における原告の求釈明の趣旨は不明瞭であるが、その内容は、被告電源開発が答弁書及び準備書面1においてした、原告の請求が権利保護の要件を欠く旨の主張及び本件設置変更許可申請以降の経過に関する説明に対する主張をするものと考えられる。そのため、これを踏まえて以下のとおり被告電源開発の主張を補充する。

原告は、本件訴訟における訴えが現在給付の訴えであることは明らかであるとしているが（本求釈明書第2の1）、現在給付の訴えであるならば、答弁書で引用した東京高等裁判所平成2年6月27日判決（高等裁判所民事判例集43巻2号100頁・判例時報1369号98頁）が判示しているとおり、単に請求者の主觀的観点のみから、将来、被請求者に対し侵害状態の発生するおそれがあるというだけでは足りず、客觀的な事実関係に立って近い将来の侵害のおそれが確実に予測されることが必要であり、危険や侵害状態が主張どおりに発生するかを確実に予測することが困難で、侵害の予防措置の必要性、相当性を的確に判断できない場合、そのような差止請求は、侵害に対する予防請求の成立要件の具備を的確に判断することが困難な状態にあり、権利内容が不明確かつ未成熟の状態にある権利に基づく請求であるというべきである（答弁書12頁、13頁）。

これに対して、原告は、本求釈明書第2の4において、現在既に「差止めの対象及び理由が特定され、主張・立証の対象が明確にできる」として、本件が

権利内容が不明確かつ未成熟の状態にある権利に基づく請求とはいえない旨主張しているようである。

しかし、現在の段階では本件設置変更許可申請がなされただけであり、これをもって本件原子炉に燃料が装荷されるわけではなく、また本件原子力発電所の運転が開始されるものではない以上、原告のいう「差止めの対象及び理由」として特定されるべき侵害行為や侵害のおそれを前提としてもその確実な発生を予測することは困難である。本件設置変更許可申請を踏まえた設置変更許可、さらには、工事計画認可、使用前検査、保安規定認可等の各許認可を経なければ本件原子炉への燃料の装荷はされず、また、本件原子力発電所において講ずる安全確保対策等も、設置変更許可やこれに続く各許認可を経ながら専門技術的な検討等を行っていかなければ、その内容や実施状況が確定的にならない。この点については、既に設置変更許可申請等を行った他の原子力発電所の適合性審査において、地震学や原子力工学の専門家らの委員により構成された原子力規制委員会から多数の意見が出され、調査の追加や設計の変更が必要となった例がある。このような場合には、申請時点における内容が変更されることとなるため、申請時点の内容をもって安全確保対策等が最終的に確定しているわけではない。そのため、これらの各許認可やそれに至るための専門技術的な検討を経ていない現在の段階においては、「差止めの対象及び理由」を特定する上で問題となるべき侵害行為や侵害のおそれを一義的に明確にすることはできないのである（答弁書13頁）。以下ではさらに、本件設置変更許可申請以降の経過について敷衍する。

すなわち、被告電源開発は、準備書面1第1の3（2）のとおり、設計段階、建設段階、運転段階における安全確保の基本的考え方を踏まえ、安全確保の方策を実施し、また福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全強化対策等を講じていくところ（準備書面1 11～13頁、20頁、21頁）、原子炉等規制法43条の3の8第1項に基づく本件設置変更許可申請及び新たに設置する

設備に係る同法43条の3の9第1項に基づく工事計画認可の申請を行った後も、引き続き後続の工事計画認可申請等を行う予定であり（準備書面1 24頁），これらの各認可を受けた工事計画に基づく建設工事を進めるにあたっては、同法43条の3の11第1項の規定に基づき、使用前検査を受ける必要がある（準備書面1 24頁）。また、本件原子力発電所に燃料が搬入される前までに、同法43条の3の24第1項の規定に基づき、保安規定の認可申請を行い認可を受けるほか、保安規定に基づいて、各業務に当たる組織を置くなどの運営体制を整える必要がある（準備書面1 24頁，25頁）。さらに、各機器の製作・据付け、各建物・構築物の施工の終了後に、各設備の機能試験を実施し、また、燃料体検査等に合格した燃料が本件原子炉に装荷され、本件原子力発電所の試運転の開始に至る（準備書面1 25頁）。そして、試運転において各種試験・検査を実施し、本件原子力発電所が設計どおりの機能、性能を有することを確認し、その後に調整運転を実施し、安定、安全に運転できることを確認した後、最終の使用前検査である総合負荷性能検査を受け、これに合格した上で、本件原子力発電所は営業運転の開始に至る（準備書面1 25頁）。このように本件原子炉に燃料が装荷され試運転を開始し、さらに営業運転を開始するまでには、上記の一連の過程を経ていく必要があり、これには相当の期間を要する（準備書面1 25～27頁）。被告電源開発は、本件設置変更許可申請書において、設置変更許可申請から設置変更許可を受けるまでに約1年程度の期間を要すると見込んだ上で、重大事故等対処施設等の設置工事の開始時期を平成27年11月、同工事の終了時期を現在から6年後の平成32年12月と想定しているが（丙第2号証），当該設置工事の終了後に本件原子炉に燃料が装荷され、各種の試験を行った後に試運転を開始し、最終的に安定、安全に運転できることを確認した後に営業運転開始に至ることになる。

以上のような本件設置変更許可申請以降の経過からすれば、原告が具体的に主張すべき侵害行為や侵害のおそれの有無を検討する前提となる、本件原子力

発電所の安全対策や具体的な運転状況を、現時点で確定することはできないことになるから、原告の主張する本件原子力発電所の運転の段階における重大事故の発生のおそれや万一重大事故が発生した際に原告の受けける影響のおそれも、具体的な安全対策や運転状況を前提としない主張に留まるため、不明確かつ未成熟な状態でなされているものにすぎない。しかも、前述したような原子力規制委員会における審査過程を想定すれば、本件設置変更許可申請書に記載された内容も、審査の中で出された意見を受けて変更される可能性もあるため、それにより定まる安全確保対策の内容に関してもまた変更されていく可能性があり、それがどのように変更されていくかは現時点では定かではない。

したがって、前掲東京高裁判決同様、本件原子力発電所により原告にどのような危険が生じるかなどの点については現時点では確定することができず、原告が主張しようとする権利侵害がそのとおりに発生するか否かを確実に予測することは困難である以上、被告電源開発において何らかの予防措置をとる必要があるか否か、その必要があるとしてもどのような措置をとるのが相当であるかを的確に判定することもできない。よって、このような状況下でなされた原告の本件原子力発電所の建設及び運転の差止請求は、権利内容が不明確かつ未成熟の状態にある権利に基づく請求であることが明らかであるから、かかる訴えは却下されるべきである。

以上